

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「その人らしさを発揮できる社会の形成をめざして」

「町田市男女平等推進計画」は、男女がその基本的人権を尊重し合い、自らの意思によってあらゆる分野の活動に対等な立場で参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的、文化的利益をともに享受することができ、ともに責任を担っていくことのできる、「男女平等参画社会」の形成をめざして策定するものです。

本市では、第3次計画のなかで「男女平等参画社会の形成をめざして」を基本理念として掲げ、男女平等参画施策を推進してきました。しかしながら、男女平等参画社会を取り巻く環境は変化しており、多様性の尊重や個人の意思に基づいた自由な生き方の実現がより一層求められています。一人ひとりが持つ基本的権利である人権を尊重し、個性と能力を生かしてその人らしく生きることが、多様性に富んだ豊かな社会の実現につながります。そこで、2001年（平成13年）2月に本市で行われた「男女平等参画都市宣言」に基づき、「その人らしさを発揮できる社会」の形成をめざします。

男女平等参画都市宣言

わたしたちは、男女が平等で、
一人ひとりの人権を尊重し合い、
個性と能力を十分に発揮し、
自立して生きる社会をめざします

21世紀を迎え、町田市は、
職場・学校・地域・家庭をはじめ、
社会のあらゆる領域で、男女の真の平等と
真の参画を推進するため

ここに、「男女平等参画都市」を宣言します

2001年2月1日

町田市

2 めざすべき姿

「その人らしさを発揮できる社会」の形成に向け、男女平等参画施策を進めていく上で、めざすべき姿を2つ設定します。

めざすべき姿Ⅰ

一人ひとりの人権を尊重するまち

一人ひとりの基本的権利である人権は、人種や民族、性別を超えて万人が生まれながらに持っているものであり、その人らしく生きていくために等しく尊重されるべきものです。しかし、固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣習、差別や偏見、男女間の暴力などの人権侵害は、今なお根深く残っており、男女平等参画社会の実現を阻害する大きな要因の一つとなっています。

このような差別や人権侵害は、価値観や倫理観などの個人の意識から生まれるものです。したがって、個人の持つ人権が性別にかかわらず尊重される男女平等参画社会の実現にあたっては、一人ひとりが人権尊重の重要性を認識することが必要です。

このことから、本市の男女平等参画施策の実施にあたり、めざすべき姿Ⅰを、「一人ひとりの人権を尊重するまち」とします。

めざすべき姿Ⅱ

一人ひとりが個性と能力を生かして活躍できるまち

性別や年代にかかわらず、あらゆる人がその人らしく生きていくためには、各個人が持てる個性と能力を十分に発揮し、社会に参画していくことが重要です。しかし、家事・育児や介護などはいまだ女性の負担が大きく、妊娠・出産・育児などのために離職する女性は多い状況です。一方で、長時間労働により、多くの男性は家庭生活や地域活動にかかわりたくてもかかわれていないのが実情です。

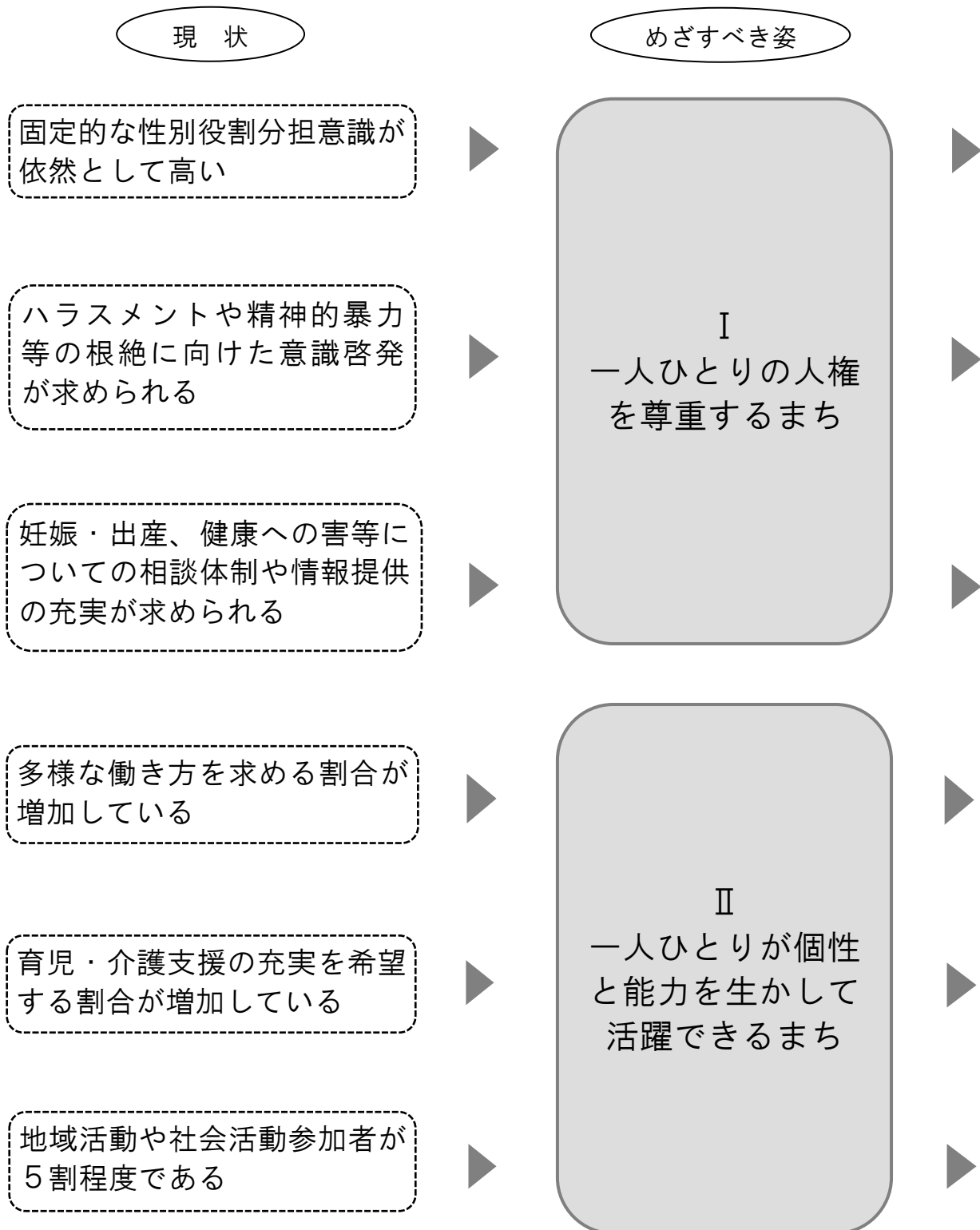
固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく誰もが社会に参画できるよう、仕事と生活の調和を実現するとともに、その必要性について市民が認識し、行動に移すことが重要です。

このことから、本市の男女平等参画施策の実施にあたり、めざすべき姿Ⅱを、「一人ひとりが個性と能力を生かして活躍できるまち」とします。

3 計画の体系

《基本理念》

「その人らしさを発揮できる社会の形成をめざして」



〔 〕内は、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」に該当する範囲を示します。

〔 〕内は、本市における「女性の職業生活における活躍推進計画」に該当する範囲を示します。

施策の方向の★マークは、12・13ページに記載している重点分野を示します。

基本施策

施策の方向

1. お互いを尊重し合う意識の醸成

I-1-1 男女平等参画に関する教育、情報、学習
機会の提供

2. 男女間のあらゆる暴力の根絶

I-2-1 配偶者等からの暴力の根絶に向けた
啓発の推進 ★

I-2-2 配偶者等からの暴力による被害者への
支援 ★

I-2-3 ハラスメントやその他暴力への対策

3. 生涯を通じた男女の健康支援

I-3-1 性を尊重する意識の浸透

I-3-2 性差に応じた健康支援の充実

1. 雇用や職業等における男女平等参画の推進

II-1-1 多様で柔軟な働き方を選べる環境整備
への支援 ★

II-1-2 女性の活躍推進に向けた取り組みへの
支援

2. 仕事と家庭生活の調和に向けた育児・介護の支援

II-2-1 子育てに対する支援 ★

II-2-2 介護に対する支援 ★

3. 地域における男女平等参画の推進

II-3-1 男女がともに参画する地域社会づくり

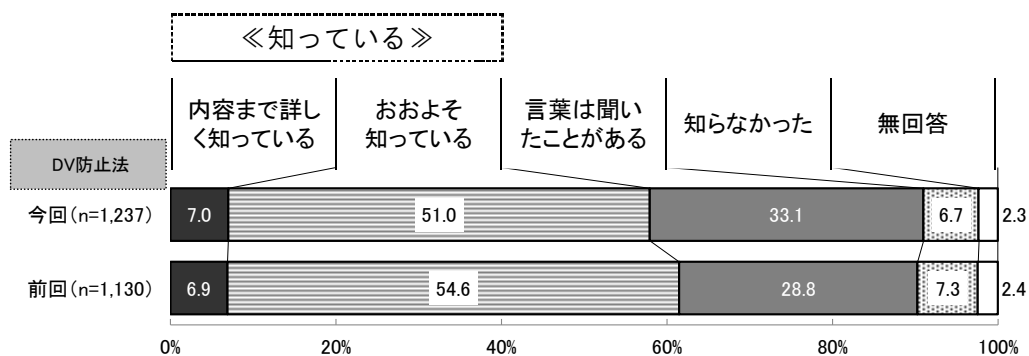
4 重点分野

本市における男女平等参画を推進するため、以下の2つを重点施策として位置づけ、本計画において重点的に取り組みます。

重点分野1 配偶者等からの暴力の防止に向けた対策の強化

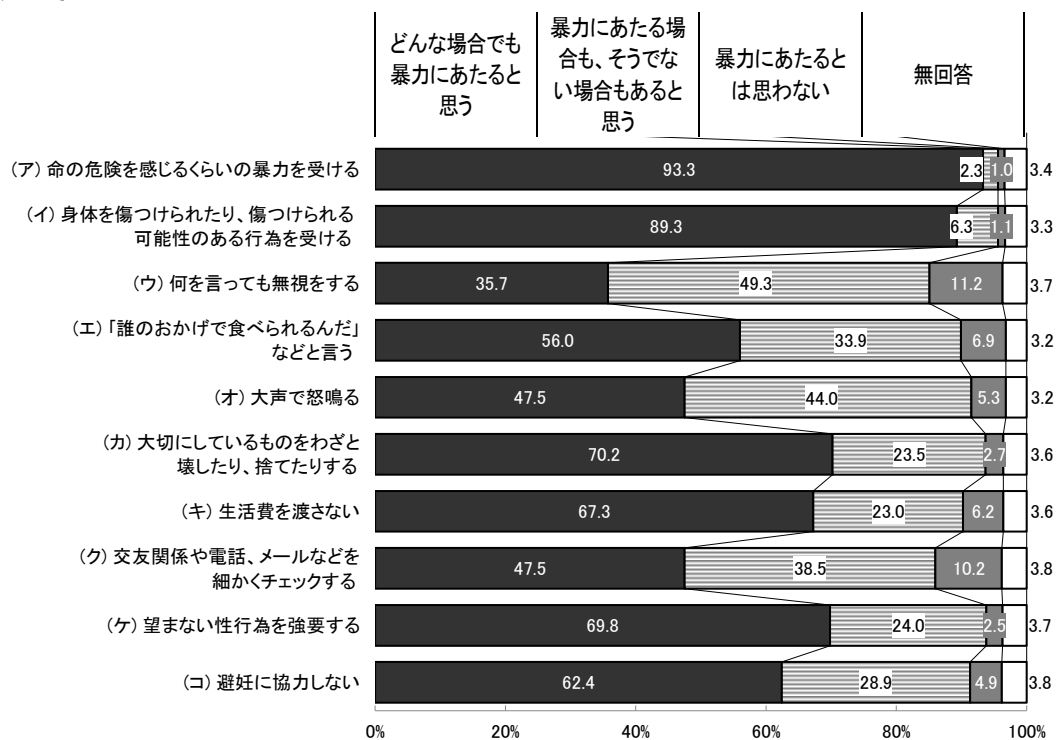
男女平等に関するアンケート調査の結果をみると、第3次計画の目標であったDV防止法を知っている割合（目標値：100%）は58.0%、配偶者・恋人間における身体や精神を傷つける行為を暴力として認識する市民の割合（目標値：100%）は73.7%※と、いずれも目標を達成できていないことから、これまで以上に、配偶者等からの暴力の防止に向けた働きかけを行う必要があります〔図表1・2〕。

図表1 DV防止法についての認知度
【経年】



資料：町田市「男女平等に関するアンケート調査」（2010年、2016年）

図表2 暴力に対する考え



資料：町田市「男女平等に関するアンケート調査」（2016年）

※図表2の（ア）～（コ）のすべての項目で「どんな場合でも暴力にあたると思う」と「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」のいずれかを回答した方の割合が73.7%となっています。

本計画では、基本施策Ⅰ－２「男女間のあらゆる暴力の根絶」施策の方向Ⅰ－２－１～２を本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」と位置づけています。

配偶者等からの暴力が重大な人権侵害であるという意識啓発を図ることで、暴力の根絶をめざします。また、関係機関と十分に連携を図りながら、相談窓口を充実するとともに、被害者に対する自立支援を行うなど、配偶者等からの暴力に対する対策をより一層総合的かつ計画的に推進します。

関連する施策の方向

- ▶Ⅰ－２－１ 配偶者等からの暴力の根絶に向けた啓発の推進
- ▶Ⅰ－２－２ 配偶者等からの暴力による被害者への支援

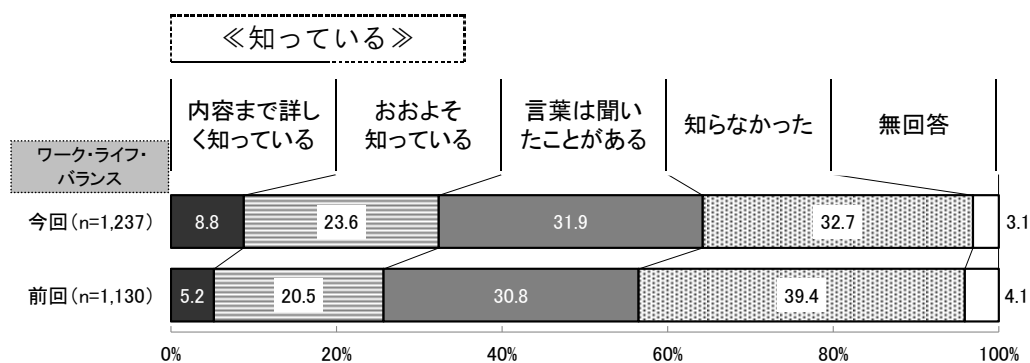
重点分野２ ワーク・ライフ・バランスの推進

男女平等に関するアンケート調査の結果をみると、第３次計画の目標であったワーク・ライフ・バランスを知っている割合（目標値：８０％以上）は３２．４％と、前回調査時の２５．７％と比べて認知度は上がっているものの、目標を達成できていない状況です〔図表３〕。

現在、国において一億総活躍社会の実現に向けた働き方改革の検討が進められており、本市においても、企業・従業者等に対するワーク・ライフ・バランスの推進に向けた働きかけを行う必要があります。

図表３ ワーク・ライフ・バランスについての認知度

【経年】



資料：町田市「男女平等に関するアンケート調査」（２０１０年、２０１６年）

長時間労働を前提とした従来の働き方では、女性の仕事への参画を困難にする一方で、男性自身の家庭生活や地域活動への参画も困難な状態にしています。その人らしさを発揮できる社会を実現するためには、多様で柔軟な働き方を選べることと、就労を希望する男女が仕事と育児・介護等の二者択一を迫られることなく働き続けることがより一層重要となっています。

本市では、市民一人ひとりが、仕事や家庭生活、地域社会などにおいて、生きがいと充実感を得てその人らしい人生を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

関連する施策の方向

- ▶Ⅱ－１－１ 多様で柔軟な働き方を選べる環境整備への支援
- ▶Ⅱ－２－１ 子育てに対する支援
- ▶Ⅱ－２－２ 介護に対する支援